

令和6年度岩沼市の入札・契約制度について

1. 予定価格の事後公表について

建設工事及び建設工事に係る業務委託等の全案件について、予定価格は事後公表とします。

2. 岩沼市総合評価方式制限付き一般競争入札落札者決定基準の一部改定について

令和元年度より総合評価方式（特別簡易型）による入札を再開しておりますが、落札者決定基準の技術評価点における評価項目及び評価基準を次のとおり改定しました。詳細は「岩沼市総合評価方式制限付き一般競争入札落札者決定基準」をご確認ください。

(1) 企業の技術力（企業の施工能力）

- ①「過去5年間における国又は県の優良工事表彰」において、同種工事以外の表彰を評価対象に加えます。
- ②「過去5か年度の宮城県発注工事における工事成績考查点」を評価対象とします。
- ③「過去15年間の岩沼市内での公共工事の施工実績」及び「地域への精通度」の評価を地域貢献度（通常時における地域貢献）の視点に変更します。

(2) 企業の技術力（配置予定技術者の能力）

- ①「過去5か年度の宮城県発注工事における工事成績考查点」を評価対象とします。
- ②「過去5年間における国又は県の優良工事表彰」を評価対象外とします。

(3) 地域貢献度（通常時における地域貢献）

- ①「過去1年間の岩沼市との修繕業務の契約実績」及び「岩沼市消防団への加入」を評価対象とします。
- ②「過去15年間の岩沼市内での公共工事の施工実績」及び「地域への精通度」の評価を企業の技術力（企業の施工能力）の視点から変更します。

(4) 地域貢献度（雇用における地域貢献）

「従業員における岩沼市消防団員の雇用」を評価対象外とします。

(5) 社会性（働き方改革）

「女性のチカラを活かす企業の認証取得状況」及び「女性技術者の雇用」を評価対象とします。

(6) 上記の各評価項目の変更に伴い、評価基準及び配点の見直しを行いました。

3. ダンピング受注防止措置及び算定式の一部改定について

ダンピング受注を防止するため、随意契約を除いた制限付き一般競争入札及び指名競争入札の建設工事において、次の（1）又は（2）のいずれかの制度を引き続き適用します。また、建設工事に係る業務の制限付き一般競争入札及び指名競争入札においては、次の（2）の制度を引き続き適用します。

なお、建設工事に係る業務における（2）の算定式について、測量業務、地質調査業務、設計業務を対象に、諸経費（設計業務においては一般管理費等）の額に10分の4.8を乗じて得た額から10分の5を乗じて得た額とし、補償関係コンサルタント業務を対象に、一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額から10分の5を乗じて得た額に改定しました。また、設計業務、補償関係コンサルタント業務を対象に最低制限価格の範囲の上限を80%から

81%に引き上げる改定をしました。

(1) 低入札価格調査制度の適用等について

総合評価方式による入札及び市が指定する競争入札に低入札価格調査制度を適用します。低入札価格調査制度を適用する競争入札は、その旨を入札公告又は指名通知でお知らせします。

また、入札・契約手続のより一層の透明性及び公平性の確保並びに不正行為の防止を図る観点から、調査基準価格及び失格基準価格は事後公表とします。

(2) 最低制限価格制度の適用等について

低入札価格調査制度を適用しない競争入札においては、最低制限価格制度を適用します。

また、入札・契約手続のより一層の透明性及び公平性の確保並びに不正行為の防止を図る観点から、最低制限価格は事後公表とします。

4. 調査基準価格及び最低制限価格の算定における端数処理について

調査基準価格及び最低制限価格の算定に当たっての端数処理方法について、各算定式と併せて公表をしました。各算定式の通知に記載のとおり、算定式に基づいて算出したそれぞれの額においては、一円未満を切捨てとし、それらの合計額においては千円未満を切捨てとします。

5. 公共工事の前金払の特例に係る取扱いについて

公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例について、次のとおり実施します。

(1) 特例措置の適用対象について

特例措置の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものとします。

(2) 特例措置の対象となる現場管理費と一般管理費等の範囲及び上限について

特例措置により前払金の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とします。

6. 指名競争入札における入札の中止について

指名競争入札において、入札前辞退又は指定された日時及び場所に参集しない等により失格者が出た結果、1者による入札となった場合には、当該入札を中止することがあります。なお、指名通知に中止する場合がある旨を記載しますので、あらかじめご了承ください。

7. 競争入札参加資格の追加登録について

競争入札参加資格申請について、2年毎の定時登録以外に、3か月毎に追加登録の受付を行っています。詳細は、ホームページにて公表していますので、ホームページをご確認ください。なお、追加登録の有効期限は、定時登録の有効期限と同じ令和7年3月31日までとなります。

【問い合わせ先】

岩沼市総務部総務課契約係

電話：0223-23-0185